

序

(1) 本書の目的

平成 12 年の大手乳業メーカーの食中毒事件、平成 13 年の国産牛での BSE 発生、さまざまな食品で発覚した表示偽装、平成 14 年の無登録農薬使用問題等、相次いで発生した食品関連の事件により、食品事業者は消費者からの信頼を大きく失うこととなった。これを契機として、食品のトレーサビリティシステムの開発と導入が期待され、注目されるようになった。

そうした中、農林水産省では平成 13 年度からトレーサビリティシステムの開発・実証事業を実施してきた。併行してトレーサビリティシステムを導入する生産・流通主体に対する補助事業も実施し、普及・推進を続けてきた。

また、平成 15 年 3 月には「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」が作成され、基本的な概念や導入手順が示された。これに続いて、品目の特性に応じて識別する方法や記録すべき項目等について解説した、いわゆる品目別ガイドラインも、現段階では青果物・鶏卵・貝類・養殖魚・海苔について公表され、誰でも参考資料として読むことが可能である。

一方、実際に導入を行う際にどのような業務が発生し、どのような記録手法があり、どのような費用が発生し、また逆にどのような便益がもたらされるかについては、それほど情報や認識の共有が進んでいない。こうした背景から平成 16 年度末に、「トレーサビリティシステム導入事例集」を作成・公開した（以下、第 1 集）。この第 1 集に対しては、食品事業者・行政・

システムベンダーなど、さまざまな事業者から高い評価をいただいた。と同時に、「トレーサビリティシステムとはどのようなもので、どうあるべきか」という理念だけでなく、「現

実のビジネスの中で、トレーサビリティシステムがどのように実現しつつあるのか」という実践への関心が関係者の間で高まっていることを強く印象づけられた。

本書は「トレーサビリティ導入事例集」の第 2 集である。

第 1 集と同様に、さまざまな品目でトレーサビリティシステムを構築している事例を取材し、作成した。ただし、第 1 集の事例とは別の視点を加えている。それは、運用コストにも配慮したトレーサビリティシステムを優先的に選定したということである。これは、第 1 集の事例の多くが、一から構築したオリジナルシステムであり、実際に導入する際にはコストが高すぎて手が出ないという声が挙がる可能性があるからである。このため今回は、複数主体に導入実績のあるパッケージシステムを利用している事例等を積極的に採用し、調査を行った。トレーサビリティシステムの導入に関心があるが、主にコスト面の問題で手控えている事業者にとって、参考にしていただけたらと思う。

また本年度は、昨年度同様の事例調査に加えて、トレーサビリティシステムにおいて利用される情報システム、つまりトレーサビリティ情報システムについての調査も実施し、第二部に掲載した。詳細は第二部の冒頭に述べる通りだが、トレーサビリティシステムにおいて、その記録の正確性を担保し、迅速な情報の検索等を提供する上で情報システムの存在は有用である。このトレーサビリティ情報システムについて、複数の主体に納入実績のあるものを中心に、その保有する機能等の解説を収録した。

(2) 想定する読者

本書は第 1 集と同様に、食品の生産・加工・流通・販売・消費に関わるすべての主体に属する方々を対象としている。今年度の事例として採り上げたのは生産主体と中間流通主体が中心となった事例であるが、そうしたシステムを販売店がどのように活用しているかということも記載し、全ての段階について参考になるように配慮した。



また本書は同時に、トレーサビリティに関わる情報システムを開発・販売する事業者の方々をも対象としている。トレーサビリティに関わる情報システムは、生産・流通・販売の特定の段階のみならず、それらを相互に接続し、情報を授受しあうことが重要である。このためには、情報システムを連結し、授受する情報の形式の共通化等にも配慮しなければならない。既存の事例はそうした課題をどのように処理しているのか、そうした疑問にも対応できることを目指した。

(3) 対象事例の選定について

本書第一部に収録した事例の選定基準は下記の通りである。

- ・開発・実証試験の段階ではなく、現実の業務にトレーサビリティシステムが導入されていること。
- ・1つの段階の取り組み（例えば生産段階での取り組み）でもよしとするが、一步川上・一步川下の業者との関係の中で、食品の追跡・遡及を行うことを実現していること。
- ・コストパフォーマンスを意識し、複数主体に納入実績のあるパッケージシステムや、それを目指した情報システムの構築がなされていること。

収録する事例は、下記の手順で選定した。

平成16年度農林水産省補助事業「トレーサビリティシステム導入促進事業」の実施団体に対するアンケート調査を元に、成功度の指標となる回答が良好なものを候補として選定した。

上記中で、コストパフォーマンスに優れたシステムという観点から、a)パッケージ導入しているケース（但し、同一メーカーのパッケージを選択しないよう配慮）、b)地元企業によるシステムを導入しているケース、という2点に着目し、適切なものを選定した。

また、補助を受けているかどうかに関わらず、品目や段階のバランス等を考慮し、自治体関係者やシステム開発事業者等からヒアリングし、良好と

思われる事例を選定した。

～により選定された候補について、電話等でヒアリングを行い、良好なものについて、事例としての取材を依頼した。実際に取材調査を行い、結果をとりまとめたものについて、事例集収録が適切かどうかを議論し、最終的に選定を行った。

このようなプロセスを踏む中、良好な成果を示していながらも「詳細な情報を公開したくない」等の要望から、調査を断念した事例もある。従って、本事例集に収めたもののみが優れた事例というわけではないことをご理解頂きたい。また、第1集と同様、収録した事例が、国が進めようとするトレーサビリティに関する政策の理想の完成した姿であると示唆する意図はない。最初に述べたように、トレーサビリティシステムが実際に導入され活用されている事例を、なるべく具体的に紹介することが、本書の意図である。

(4) 本書における「トレーサビリティ」の用語について

本書で使用するトレーサビリティに関わる用語は、基本的に「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」に準じている。ただし、「食品のトレーサビリティ」自体の定義は、「手引き」の公表時点から修正があった¹。

食品のトレーサビリティ（追跡可能性）

生産、加工および流通の特定の一つ又は複数の段階で、食品の移動を把握できること。

注1) この定義は Codex 委員会一般原則部会（2004年5月）で合意された下記の定義の訳である。

the ability to follow the movement of a food through specified stage(s) of production, processing and distribution

注2) この定義における「把握」は、川下方向へ追いかける追跡と、川上方向へ遡る遡及の両方を意味する。

¹ 平成17年度ユビキタスシステム開発検討委員会第3回（平成17年10月）での合意による。この定義の修正に伴い、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」の一部改訂が待たれており、農林水産省はそれを促す姿勢である。

このように、用語の定義としては、一事業者の内部で原料から製品になるまでの間の移動を把握できることも、一種のトレーサビリティである。ただし農林水産省のトレーサビリティに関する政策が、複数の事業者を通じたトレーサビリティの実現を目指していることは従来どおりである。

複数の事業者を通じたトレーサビリティを実現するには、一般的に言って、各事業者の内部での食品の移動の把握（内部トレーサビリティ）と、事業者間における食品の移動の把握（いわゆる one step back and one step forward。本書では「一歩川上へ（の記録）」、「一歩川下へ（の記録）」と呼ぶ）の両方が必要である。複数の事業者を通じたトレーサビリティを実現するために、各事業者にどのような手順が必要か、事例を示して紹介したい。先に述べた事例の選定基準のうち2点目には、このような意図が込められている。

また、本書ではトレーサビリティシステムという言葉を用いるが、これについては情報システムを示すものではない。「手引き」に記載された下記の定義を採用している。

トレーサビリティシステム

トレーサビリティのための、「識別」、「データの作成」、「データの蓄積・保管」、「データの照合」の実施の一連の仕組み。

ただし、今回のインタビュー相手が、必ずしもこの定義どおり言葉を使って発言しているとは限らない。現場での業務や、事業者間の取引の中では、「トレーサビリティ」、「トレーサビリティシステム」という言葉が同一の意味で用いられているとは言えず、当人同士の了解の中で、違う用語で伝達しあっていることもある。本書においても、各事例の関係者に対するインタビューを基本としていることもあり、厳密に定義に従っているとは言えないかもしれない。ただし、本文の中で各事例のシステムの対象範囲や機能を明らかにすることを通じて、各事例の「トレーサビリティシステム」が指す意味が明確になるようにしたつもりである。

（５）収録した事例のプロファイル

本書第一部に収録した事例は、表1に示す5つの事例である。トレーサビリティシステムは、複数の段階による取り組みであり、表に掲げる「取り組み主体」とは、その中核となる事業者を指している。対象品目別に見ると、青果物をメインの対象にする事例が3件、米が1件、畜産物1件という構成である。

青果物をメインとする事例として、鳥取県青果物トレーサビリティシステム協議会、内子フレッシュパークからり、そして全国農業協同組合連合会を採り上げた。鳥取県青果物トレーサビリティシステム協議会は、米子市の地方卸売市場である米子青果が事務局となって運営されている事例である。中間流通業者がイニシアチブをとってトレーサビリティに取り組む事例は全国的にも少ないといえる。内子フレッシュパークからりは、いわゆる「道の駅」の直売所である。全国的に農産物の直売所が隆盛だが、内子はその草分けと言っていい存在である。実は直売所では、商品を持ち込む生産者が高齢であることが多く、生産履歴の収集が困難という課題を抱えている。そうした課題に本事例は非常に巧みに対応し、好結果を生み出している。全国農業協同組合連合会（全農）は言うまでもなく農協系統の全国組織である。この全農が構築したトレーサビリティシステムでは、審査機関による第三者認証の付与を採り入れている。このように3事例とも特色があり、青果物を対象としていても様々な取り組み方があることを示唆してくれる。

米をメインとする事例として採り上げた株式会社ジェイラップは、特別栽培農産物の生産をメインとし、卸売市場を通じない取引を行う独立系の生産者団体である。トレーサビリティの問題が取りざたされる以前から生産履歴等の記録や、取引先への提出を行っていたこの団体が導入するトレーサビリティシステムは、その目的を自身の経営改善へと置いている。

畜産物の事例としては、昨年度の実例集と同様、養豚におけるトレーサビリティシステムの事例を採り上げた。生産情報公表 JAS の認証の取得をベースに、母豚の管理と豚群の管理を綿密に行い、流通段階にもその情報を伝達する仕組みを構築している。また、優

表1 収録した事例の概要

取り組み主体	対象品目	本部所在地
鳥取県青果物トレーサビリティシステム協議会 (株式会社米子青果)	青果物	鳥取県
内子フレッシュパークからり	青果物・加工品	愛媛県
全国農業協同組合連合会	青果物・果物	東京都
株式会社ジェイラップ	米・青果物	福島県
有限会社 OK 牧場	豚	三重県

れた情報システムを導入することで、経営改善にも資する結果を残している。

(6) 調査方法

調査方法は、取り組み団体の関係者に対するインタビューである。インタビューは基本的に現地に赴き、平成18年1～3月を中心に実施した。さらに原稿をいったん作成した段階で、インタビューを受けた関係者自身に見せ、事実関係や本人の発言内容に誤りがないか確認していただいた。

現地調査と原稿執筆は、山本謙治(社団法人食品需給研究センター 嘱託研究員、株)グッドテーブルズ代表取締役)が担当した。また原稿の編集を酒井純(社団法人食品需給研究センター 主任研究員)が担当した。

(7) 謝辞

今回の調査に応じていただくとともに、本書への掲載をご了解下さった取り組み事業者とその担当者の皆さんに深くお礼を申し上げたい。掲載させていただいた内容の中には、通常であれば企業秘密としたい事柄も含まれていたはずである。掲載をお許し頂けたのは、トレーサビリティの広範な普及という社会的な目標に共鳴していただけただからだと考える。

本書は農林水産省消費・安全局の補助事業「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」の一環として、同局消費・安全政策課の指導のもと作成された。